

高齢者いきいき住宅先導事業 よくあるご質問と回答

Q1 「令和7年3月31日までに着手」とありますが、「着手」の意義について教えてください。

A1 「着手」とは、住宅の新築又は改修工事の請負契約の締結を意味します。

Q2 「事業期間が複数年度にわたる場合は、事前に東京都から全体設計の承認を受ける必要があります」について、「事業期間」の定義について教えてください。

A2 住宅の新築又は改修工事に係る請負契約の締結から工事の完了までを指します。なお、補助対象事業費は、事業期間内に支払済のものを対象とします。

Q3 上記 A2 にて「事業期間内に支払済のものを対象」とありますが、支払いが複数回に分かれる場合（着工時と引渡時の二回となり年度をまたぐ場合など）には、どのような補助金交付となりますか。

A3 補助金は、工事の実績に基づいて交付されます。年度ごとの交付額は、住宅の新築又は改修工事の出来高の比率に応じて交付されます。

Q4 補助金の交付申請時までに応募者の追加・削除を行うことは問題ないですか？

A4 応募後の応募者及び選定後の選定された事業者を変更することはいずれも原則として認められません。

Q5 本事業の対象は、単身世帯に限定された住宅ですか？

A5 単身世帯専用の住宅とする必要はありません。

Q6 入居者が高齢者と子育て世帯を想定したもので、子育て世帯を入居想定とした住戸には高齢者への配慮などが入居されていない場合、この住戸に対しても補助金の対象となりますか？

A6 補助金の対象住戸に含まれるかどうかは、専用部に高齢者向けの設備があるかどうかを基準に判断されます。したがって、子育て世帯を入居想定とした住戸には高齢者への配慮などがされていない場合、この住戸は本事業における補助金の対象とはなりません。